

For ゆう 重要事項説明書

(共同生活援助事業)

グループホームの生活について大事なことを説明します。

1. 事業者の概要

グループホームを運営している法人は次のとおりです。

法人の名称	一般社団法人野のゆり
法人所在地	鶴岡市齋藤川原字林俣 86 番地 4
代表者	平 形 洋 司
電話番号	0 2 3 5 - 2 2 - 5 4 7 8
管理者	富 樫 律
サービス管理責任者	富 樫 律

2. 事業所の職員体制

グループホームであなたを支援する職員は下表のとおりです。

職 種	常 勤		非常勤		合計	勤務時間
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者兼サービス管理責任者		1			1	10 : 00 ~ 19 : 00
世話人		3		4	7	① 7 : 00 ~ 9 : 00 ② 8 : 00 ~ 10 : 00 ③ 8 : 00 ~ 11 : 00 ④ 8 : 00 ~ 12 : 00 ⑤ 10 : 00 ~ 14 : 00 ⑥ 13 : 00 ~ 18 : 00 ⑦ 14 : 00 ~ 16 : 00 ⑧ 14 : 00 ~ 17 : 00
生活支援員		3		4	7	① 9 : 00 ~ 11 : 00 ② 10 : 00 ~ 12 : 00 ③ 11 : 00 ~ 13 : 00 ④ 13 : 00 ~ 17 : 00 ⑤ 15 : 00 ~ 19 : 00 ⑥ 16 : 00 ~ 18 : 00 ⑦ 17 : 00 ~ 19 : 00 ⑧ 18 : 00 ~ 19 : 00

3. ご利用住居

事業所名称	For ゆう
所在地	鶴岡市新形町2番40号
電話番号	0235-41-9177
開設年月日	2021年4月1日
住居と定員	For ゆう5名・You どえる4名・Beo かみはた5名
建物構造	木造2階建て
建物延べ床面積	For ゆう 121.45㎡ You どえる 122.70㎡ Beo かみはた 173.89㎡

4. 個別支援計画の作成

グループホームでは、サービス管理責任者があなたの希望する暮らし方をあなたに聞きながら、それに基づいたサービスを提供する個別支援計画書を作成します

個別支援計画の内容は、あなたの意向をもとにサービスの目標や期間、具体的なサービス内容、サービスを提供するために気をつけなければならないこと等をその内容を書きます。

作った個別支援計画を、あなたに説明し内容を確認していただきます。

計画の内容に納得し同意を得た場合は、計画書にあなたのお名前と印鑑を押してもらいます。

この計画は、少なくとも6ヶ月に1回、又はあなたの希望があれば内容を評価いたします。評価をして計画の内容に変更が必要であると認められた場合はあなたと相談して計画を作り直し、また、あなたに説明し内容を確認していただきます。計画の変更内容に納得し同意を得た場合は計画書にあなたのお名前と印鑑を押してもらい、新しいサービスを提供いたします。

5. サービスの内容

地域の住民としてグループホームで生活する際に必要なことについて、世話人とバックアップ施設（グループホームを助けるところ・野のゆり）がこれから説明することについて、お手伝いいたします。

5-1 世話人による援助

- (1) 食事は朝・夕2回提供いたします。昼食も必要な場合は提供できます
食事はみなさんの健康を考えた内容の食事を提供いたします。

朝ご飯は7時～8時、夕ご飯は5時～6時の間に食べられるようにします。

・仕事などで早く食べたい時や遅くなる時は世話人に言ってください

- (2) 健康管理

- ・体調管理の援助

訪問看護事業所と連携体制を整え、月 1 回訪問看護師による健康チェック・相談の機会を持ちます。

かかりつけ医がある利用者の方については、必要時、主治医に相談・指示を受け支援いたします。

その他、日頃の体調について心配なことがある時は世話人が相談にのり、健康な日常生活が送れるようお手伝いいたします。

- ・通院支援

- ・内服管理

- ・入院・退院の支援

- ・バランスのとれた食事の提供

(3) 金銭管理

自分で小遣いの計算をすることが難しい場合はお手伝いいたします。

銀行へ預け入れ、払い戻し等が 1 人でできない場合はお手伝いいたします。

通帳、印鑑などを自分で保管するのが心配な人は「野のゆり」法人本部で保管できます。通帳、印鑑をお預かりした場合は、「預かり証」を発行いたします。

(4) 身のまわりの援助

自分一人で身のまわりのことや、気候に合った洋服や寝具の準備などが難しい場合はお手伝いいたします。

わからない時はいつでも世話人に相談してください。

(5) 人間関係の相談・調整

グループホームの中、または、あなたが活動している職場や作業所で、人間関係で心配なことや悩むことがある時は相談してください。

5-2 世話人とバックアップ施設による援助

(1) 居住環境及び設備の維持・管理

みんなで使う部屋（食堂・台所・洗面所・浴室・トイレなど）をきれいに気持ちよく使うためのお手伝いをします。

グループホームの生活が快適に安心・安全な状態で設備が使えるように維持、管理のお手伝いをします。

(2) 日中活動支援（就労支援・余暇活動支援）

働き方、働く場所に心配や悩み事がある場合はお話を聞きます。

休日の過ごし方（買い物や地域行事の参加など）で心配なことがある場合は相談してください。

- ・グループホームでは、皆さんの誕生会を開いてお祝いします。

- ・その他に行事やドライブ、旅行などの希望、買い物やその他の外出など世話人が付添うことができます。(行事、外出などにかかる費用や移動手段にかかる費用は利用者さん各自の自己負担となります)
- ・グループホームの車や世話人の車を使用した場合のガソリン代その他の経費は1ヶ月分まとめてお支払いをお願いいたします。領収書を発行いたします。

— 交通費・ガソリン代等の実費負担について —

- ・交通費・・・グループホームから目的地まで往復、バス タクシー・電車・飛行機などの料金
- ・ガソリン代・・・往復の距離×30 円/km

(3) 行政手続き・福祉サービス利用手続きの支援

選挙・住民登録・住所変更・福祉サービス申請及び更新手続き等について必要な場合はお手伝いいたします。

5—3 体験利用の受け入れ

グループホームへ入居を検討している場合の体験利用ができます。実際にグループホームで共同生活ができるか不安があると思います。利用期間等については担当の相談支援専門員とご相談してください。

5—4 その他の支援

その他、必要であり援助することが適切であることについては、入居者と協議しご支援いたします。

6. 利用料金

6—1 グループホーム利用料

- (1) 家 賃 1ヶ月 30,000円
- (2) 食材量費 朝食250円 昼食300円 夕食450円
- (3) 水光熱費 1ヶ月あたり 8,000円
- (4) 日用品費 1ヶ月あたり 4,000円
- (5) 体験利用費 1日 2,500円(寝具代・光熱費込) 食材費別
- (6) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において必要発生したものがその利用者に負担させることが適当な費用。

※ 食事が不要な場合 10 日前にお知らせ下さい。それ以外は費用が発生します。

※ グループホームへの支払いは原則、口座振替となります。

6-2 訓練等給付費

訓練等給付費はグループホームの運営費用です。金額は下記の通りです。

区 分	給付費の内訳	金 額
共同生活援助 サービス費	共同生活援助サービス費（Ⅰ）	区分 6 600 単位
		区分 5 456 単位
		区分 4 372 単位
		区分 3 297 単位
		区分 2 188 単位
		区分 1 以下 171 単位
人員配置体制 加算（1）	人員配置体制加算（1）	区分 4 以上 83 単位
		区分 3 以下 77 単位
福祉専門職員 配置等加算	福祉専門職員等加算（Ⅰ）	10 単位/1 日
	福祉専門職員等加算（Ⅱ）	7 単位/1 日
	福祉専門職員等加算（Ⅲ）	4 単位/1 日
帰宅時支援加 算	帰宅期間が 3 日以上 7 日未満	187 単位/月 1 回
	帰宅期間が 7 日以上	374 単位/月 1 回
自立生活支援 加算	退去する利用者の退去後の居 住確保・サービスの連絡調整	1000 単位/1 回 退去後 6 ヶ月を限度とする。
医療連携体制 加算	医療連携体制加算（Ⅶ） 健康管理、医療ニーズ等、適切 な体制を整備している事業所	39 単位/1 日
入院時支援特 別加算	入院中の相談、生活支援、退院 後生活、医療と調整を行った場 合	入院 3 日以上 7 日未満 561 単位
		入院 7 日以上 1,122 単位/月 1 回
長期入院時支 援特別加算	入院中に週 1 回以上訪問。相談、 日常生活支援、退院後の生活な ど医療機と連携調整を行った 場合 (入院初月から 3 月に限る)	入院 3 日以上 122 単位/1 日
福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉介護職員処遇改善加算（1）	所定単位数の 14.7%

給付費請求内訳（共同生活援助サービス費・福祉専門職員配置加算・福祉・介護職員等特定処遇改善加算）は職員配置により変更になる場合があります。毎月の請求額のうち 9 割の金額については、For ゆうを運営する「野のゆり」職員が、あなたに代わって行政に請求します。残りの 1 割は利用者負担金になるので、あなたが支払います。なお、利用者負担金には市町村が決めた上限額があります。

平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料となりました。

6－3 その他の費用

その他、引越しなどの個人が負担するものについては、実費をいただきます。

7. グループホーム退去について

グループホームを出る時は 1 ヶ月前に申出て下さい。それ以外 1 ヶ月分の費用をいただきます。また、月途中の場合は退去日に現金でお支払い下さい。

お部屋は汚れがひどい等がある場合、元の状態にもどしていただきます。

退去後の住居や生活の相談なども受けます。

8. 守ってもらいたいこと

8－1 嗜好品について

嗜好品については、話合いをおこない、他の人に迷惑にならないよう約束事を決めます。

たばこは原則禁止です。

8－2 建物・設備の故意による破損

わざとグループホームの建物や設備、共同のものや他の人の持ち物を壊した場合は、あなたのお金で直していただきます。また、あなたが他の人に怪我をおわせた時も、病院にかかったお金をあなたに支払ってもらいます。

8－3 宗教活動、政治活動、営利活動

あなたの思想、信仰は自由ですが、グループホームで他の人に対して宗教活動、政治活動、営利活動は絶対にしないでください。

8－4 面会

あなたに会いにきた人にあなたが会いたいと言えば会えます。

御家族、親族の方に限り自室での面会が可能です。

8－5 外出・外泊

事前に世話人へ外出・外泊先、帰宅予定の日時をお知らせください。

外出、外泊簿に記入をしてください。

8－6 貴重品の管理

あなたの責任において管理していただきます。紛失など事故に対する責任はグループホームで負うことはできません。

自分で管理がむずかしく、できない場合は「野のゆり」法人本部でお預かりすることもできます。

お預かりした場合には「預かり証」を発行いたします。

8－7 日常生活について

- ・毎日の生活リズムをくずさないようにしましょう。
- ・体の調子がおかしいと思った時や心配なことがあるときは、がまんしないで世話人に相談してください。（他の人に知られないように対応します）
- ・あなたの部屋はグループホームにある掃除機を使い自分でお掃除してください。自分ですることが難しい場合は世話人に相談してください。
- ・あなたの洋服や寝具などはいつもきれいに洗濯してください。洗濯することが難しい場合は世話人に相談してください。
- ・お風呂は毎日入れます。時間は原則 16 時から 20 時になります。
- ・その他、生活することで困ったことやわからないことは何でも世話人に聞いてください。

9. 緊急時の対応方法

グループホームには火災警報器が設置されています。

また、緊急時に安全に避難するために、年 2 回避難訓練を行います。

緊急なことがあった場合に連絡する「グループホーム災害時緊急連絡先」が居間に貼ってあります。

火事が起きた時はあわてず、世話人の指示に従ってください。

地震が起きた時もあわてず、世話人の指示に従ってください。

どちらの場合も世話人がいない時に起こった時は、裏のグラウンドかとなりにある保育園に逃げます。

10. 秘密を守ります。

あなたに関係することは、法律（個人情報保護法）により守られます。

グループホームでのあなたの生活状況や健康状態などいろいろな記録をします。

この記録は、あなたに断りなく他の人や他の事業所には教えません。

この記録は法律で決められた期間（5 年）保管されます。

あなたがこの記録を見ること、コピーをもらうことも可能です。

11. 苦情受付窓口及び虐待防止に関する相談窓口

- 1 1 - 1 グループホームでの生活に気に入らないことがあるときは、苦情相談・虐待防止に関する窓口担当者に相談してください。

苦情・虐待防止に関する相談受付担当者	所 属	電 話 番 号
富 樫 律	For ゆう	0235-41-9177

- 1 1 - 2 それでもあなたの気に入らないことが解決されない場合は、次のところに相談してください。

連絡先	電話番号
山形県社会福祉協議会の山形運営適正化委員会	023—626—1755
鶴岡市役所 障害福祉課	0235—25—2111

令和 年 月 日

以上、グループホームでの生活について重要なことを説明いたしました。

事業所名	一般社団法人野のゆり For ゆう（共同生活援助）
説明者職名	サービス管理責任者
氏 名	富 樫 律 (印)

私は、書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所_____
	氏名_____ (印)

成年後見人又は身元引受人	住所_____
	氏名_____
(利用者との関係：)	